

令和3年度 沼津市地域公共交通利便増進実施計画等作成支援業務委託

〈質問に対する回答〉

No.	分類	質問	回答
1	実施要領	<p>&lt;p1&gt; 3 参加資格</p> <p>(6) 地域公共交通再編実施計画及び地域公共交通網形成計画の作成に関する受託業務実績又はその他路線バス事業に関する検討業務の受託業務実績があること。</p> <p>と書かれていますが、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域公共交通再編実施計画の作成</li><li>・地域公共交通網形成計画の作成</li><li>・その他路線バス事業に関する検討業務</li></ul> <p>上記3つの実績のうち1つがあれば参加資格を満たすと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>地域公共交通再編実施計画の作成、地域公共交通網形成計画の作成、その他路線バス事業に関する検討業務のうち1つでも受託業務実績があれば参加資格を満たします。</p>